

## 第2回 日本庁舎等跡地活用検討会議（議事概要）

- 1 日時 令和3年11月8日（月）午前9時～10時05分
- 2 場所 市役所本庁舎3階 災害対策本部室
- 3 出席者 市長、副市長、教育長、総務部長、税務・債権管理局长、人権政策局长、危機管理部長、企画推進部長、経営統轄監、市民生活部長、環境局长、福祉部長、健康こども部長、経済観光部長、農林水産部長、都市整備部長、下水道部長

### 4 内容

#### ●市長あいさつ

この会議も第2回目となった。先般の第1回10/25の会議では、各部局長より都市計画や環境、また文化財、そして防災等々の観点から、課題・論点などについて発言をいただいたところである。今日の2回目の会議では、これらをもとに、さらに具体的な実現に向けての法令、また、本市の諸計画等に照らし合わせた議論を進めて参りたいと考えているところ。この会議は、大体3回か4回ぐらいの開催ということなので、この第2回が、一つの大きな具体的な議論の場になると考えている。また皆さんから様々な意見を出していただきたいと思うのでよろしくお願い申し上げる。

#### ●議題

##### （1）提言内容について検討すべき課題・問題点

##### **ア 都市計画変更**

##### **イ 尚徳町地区地区計画**

##### **ウ 景観計画**

#### ○都市整備部長

P4. 本題に入る前に都市計画の制度体系について簡単に説明する。P4の図、上から順に、都市計画区域、その下に区域マスタープランがある。それで区域区分、いわゆる市街化区域の線引を行う、ここまでは鳥取県が行う。その下の市町村マスタープラン、これは鳥取市が行う。これから下は鳥取市が行うもの。用途地域、都市施設など都市計画法の位置付けを行って、補完する条例により地区計画を定めるといった流れで制度化されている。

P5. 先ほどの体系を構造的に図化するとこのような図になる。一番上に都市計画区域があつて、その下に、地域地区、用途地域など、その下に、都市施設、公園、道路、鉄道などを位置付けて、その下に地区計画があつてそれを重ねたものが全体の都市計画図ということになる。

P6. 日本庁舎跡地を中心した都市計画図。日本庁舎跡地は市街化区域内にあり、用途地域は商業地域、建蔽率80%、容積率400%、一部500%、準防火地域の指定があつて地区計画の指定はしてある。また、国道53号は都市計画道路であり、拡幅の計画がある。

P7. 都市施設の種類の。都市施設とは都市計画法第11条に記載されている施設であり、道路、駐車場、公園、市場などとなる。この施設を都市計画決定するには必要な図書を作成する必要がある。

P8にあるような、都市施設の種類の、名称、位置、区域、面積などの項目、縦覧できる書類を作成する必要がある。

P9. 都市計画変更の事務の流れ。変更案の作成から、後に都市計画審議会をかませて決定告示まで、このスケジュール感で案件によるが概ね8ヶ月から1年を要する。

P10. 先ほど説明した都市計画審議会の流れは別途こうなる。この会を開催するにあたり準備期間を含めて開催まで2ヶ月を要することになる。

P11. 跡地を都市計画施設、都市公園にした場合としない場合のメリット・デメリットをまとめた表。裏表の形になるが、都市公園とした場合のメリットは、整備費が社会資本整備総合交付金などの有利な財源の活用が可能。デメリットは、都市公園法第16条に基づき、都市計画施設の廃止が難しい。そのエリアには都市公園法で認められた施設以外は建設できないことになる。また、交付金を活用した後に廃止となると国費等の返還が生じる場合がある。逆に、都市計画決定を行わない場合のメリットは、緑地、公園として整備し

ても、将来的な活用計画を立てるにあたり自由度が高い。デメリットは有利な財源の活用が困難で、おそらく単独市費になるということ。

P13。着色された区域が地区計画区域、尚徳町地区地区計画区域図となる。この中は三つの地区に区分けされており、本庁舎跡地は公共公益施設と、一部、砂利駐車場のところは商業業務地区となっている。

P14。この土地利用の方針ということで公共公益施設地区について、利用の方針は記載の通り。建築物等の整備方針は、緑地を十分に配置し限られた敷地の中で自然空間をできるだけ確保するよう努めるということ。商業業務地区については、建築物の共同化、不燃化を促進し、快適で安全性、利便性が確保されるよう努めるということになっている。

P15。この地区計画では、土地利用の規制ということで建築物の用途の制限が課せられている。公共公益施設地区については、(1)工場から(7)キャバレー、料理店、ナイトクラブ等という建築物はできないこととなっている。

P17。赤いラインで囲まれたところが久松山山系景観形成重点区域ということで、その中に旧本庁舎跡地が含まれている。

P18。重点区域では目標と方針をこのように定めている。基本方針としては、建築物等の色彩計画を周辺の緑に調和する落ち着いた色彩となるよう誘導するという。また建築物や工作物の規模に応じて、市役所に届け出が必要となる。建築物の新築時であれば高さ13mを超えるもの、または延べ床面積が200㎡を超えるもの、工作物の新設であれば塀や柵など高さ1.5mを超えるものは届け出が必要になる。

#### ○企画推進部長

意見交換は後程する。今の説明で確認、質問はあるか。私から1点。P15の土地利用規制について。これは、公共公益施設地区、商業業務地区、どちらも規制がかかるということか。

#### ○都市整備部長

補足する。商業業務地区については、このP15に記載されているもののほかに、劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のものは建てられないということになっている。

#### ○企画推進部長

提言書にあるような形でいけるのかどうか、あるいはメリット・デメリットの説明に対する意見をいただければと思う。例えば財源で言えば都市計画上の都市公園とする場合にメリットがある。また将来的なことを考えると自由度ということからいくと都市計画決定を行わない場合にメリットがあるという説明もあった。良い点、悪い点はある。財源的なこともあると思うが、総務部長いかがか。

#### ○総務部長

P11のメリット・デメリットで都市公園とした場合は、国交省の財源等も活用できるということであった。駐車場のところで申し上げたが、市民会館等の駐車場も整備が必要、今後検討が必要ということになると、土地開発公社主義の土地の買い戻しが出てくる。こちらは、前は議決をいただいて10年で買い戻しということとなっていたが、あわせて整備ということになると、一括償還ということも出てこようかと思う。そうした場合はこの買い戻しだけでも数億円の財源が必要となってくる。第11次総合計画の中で中期財政計画を示しているが、この十年間で起債残高を減らしていかないといけないという中で政策的な経費を除いて、大体40億円程度の年間の起債額を設けている。そうした中で財源も含めて検討が必要となってくる状況。防災機能等を含めた棒鼻公園の紹介もあったが、こうした規模感も踏まえた上での検討が必要になってこようかなと思うので、可能であればこの棒鼻公園の面積と整備費、あるいは近年整備された西町緑地等の緑地公園の整備費用の資料を提示していただいた上で、内容について財源も含めて検討していただけたらと思うので、また、次回以降、そうした資料の提出をいただければと思う。

#### ○企画推進部長

規模的には事務局で少し事例を調べさせてもらう。もちろん、どういった整備するのかということが変わってくるとは思うので、ざっとしたイメージになろうと思うが、資料を集めさせてもらいたいと思う。

#### ○福祉部長

福祉部としてはない。提言にあるように自由度の高い公園的なものが最初にできて、そのあとで必要があれば何か用途を変えてという方がいいと思うが、今、言われたように財源のことを考えると全部単市でする

のはどうか。防災機能を備え、その有利な財源が使えたり、補助金の活用の仕方もあるのかなと思って聞いていた。

#### ○企画推進部長

防災機能を整備すれば何か有利な財源が使えるのかどうかという意見があった。今、回答は可能か。

#### ○危機管理部長

先ほど国土交通省ガイドラインも紹介した。国土交通省で防災公園に対する補助制度があるようだ。ただし、これには面積要件、対象となる都市の規定がある。これに鳥取市が、はまっていくのか、あるいは面積要件を満たすような形になり得るのかという辺りはもう少し実務的に研究をしてみる必要があると考えている。そういった条件を満たすことができれば、防災公園として補助を受けられる道筋がゼロとは言えないのと思っている。

#### ○企画推進部長

では、それについては引き続き研究をお願いしたいと思う。

#### ○健康こども部長

私も同じように、財源のことで聞かせていただく中では有利な財源を使っての整備が必要だと思った。1点デメリットのところを書いてあるような、将来の計画を変更する際に補助金の返還が必要になるとすると、一定の方向性を示した後に、緑地公園からまた用途変更する際、あるいは建物をその上に建設する際、文化施設の検討が将来的にここに必要になってくることがあるとすれば、都市計画で整備を一旦してしまうとなかなか次のことに踏み出せないということが出てくるので、そういったことを考えると、都市計画決定を行わずに整備をしていくことが必要になってくる。本来、そのあたりの将来的なところがもう少し整理がされて、その上で、緑地公園なりに整備をしていくことが必要ではないかと思う。今は一定の方向性を出すという段階なのでそこまでのことはなかなか難しい。そうすると、将来の計画の変更がしやすいような整備の仕方というの、やはり検討していく必要があるのではないかと思う。

#### ○企画推進部長

このデメリットのところ都市計画決定を行うと、将来、都市計画施設の廃止が難しいとある。難しいということは、変更できる可能性もあるということか。それとも、現実的には、ほとんど駄目という感じか。

#### ○都市整備部長

都市公園法第16条で、次に掲げる場合の他は廃止してはならないということで3項目ある。1つ目は、都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合、2番目に廃止される都市公園に代るべき都市公園が設置される場合、3番目は、都市公園管理者がその土地物件に係る権原を借受により取得した都市公園について、当該貸借契約の終了または解除によりその権限、権原が消滅した場合ということになっており、特別な理由がないとなかなか難しいというところ。

#### ○企画推進部長

現実的にはかなり難しいという感じである。

#### ○経済観光部長

私も恒久的なと言うか、都市計画決定するような施設は、今の段階でそこまで踏み込めないと思うので、財源のことを尊重しすぎて、都市施設をとすることはどうかかなと思う。また、いろいろな可能性は紹介されたが、それほど大きな面積ではないので、あまり特化したもの、ハード的なものに費用をかなり投入して整備するのは今の段階では、あまり適切ではないような気がする。コストをあまりかけずに、なおかついろんな、当面の需要を満たすという方向でのプランをどう練るかがポイントになると思っている。駐車場も市民会館がある以上、必要なわけなので、駐車場として使う広さ、スペース、動線の計画、あとはその緑地公園的な使い方をする部分とか、そういう平面プランについて工夫をしながら、どういう機能を盛り込んでいくのかを考えるような進め方がいいのかなと思っている。

#### ○企画推進部長

今いくつか宿題も出てきたので、またまとめさせてもらって次回の議論の論点を絞って、事務局で準備をしたいと思う。

## **エ 騒音規制に関する基準値**

### **○環境局長**

P19. 提言にあった防災・減災機能を持ち合わせた緑地公園を中心としたオープンスペースの活用の騒音規制に関する基準値について。「1. 環境基本法に基づく環境基準」に示しているとおり、環境基本法16条第1項で維持されることが望ましい基準が定められている。鳥取市は、都市計画法の用途指定に準拠して区域を指定している。旧本庁舎と第2庁舎は商業地域に該当する。また、道路に面する地域となる。その基準値については、下表に示しており、昼間午前6時から午後10時は65デシベル以下、夜間午後10時から午前6時は60デシベル以下という基準。次に、「2. 鳥取県公害防止条例に基づく規制基準」。この条例では、深夜騒音および拡声機騒音の規制基準がある。これも先ほどの用途地域に準拠し区域が指定されているもの。商業地域での深夜の騒音については、表の通り50デシベル以下。また屋外で、もしくは屋内から屋外に向けて拡声機を使用する場合の基準は、拡声器①は昼間70デシベル以下、夜間は同じく50デシベル以下となっている。下(※1)拡声機①に該当するものは、この(1)から(5)の使用用途に基づくもの。拡声機②については、この(1)から(5)以外のもの。拡声機②については、午前8時から午後7時までの使用で同じく70デシベル以下。旧本庁舎は、鳥取赤十字病院に隣接しており(※2)商業宣伝を目的として拡声器を使用する放送をしてはならない区域に該当している。また、(※3)(1)から(8)拡声機使用の制限の対象とならない場合もある。いずれにしても、都市計画法の用途に準拠して区域指定されているものなので、従来の規制と変わるものではない。先ほどの県条例のように利用用途によっては規制基準がある。病院に隣接するという点では、夜間の利用、イベント開催時のスピーカーの位置や向きなどの配慮が必要と考える。

### **○企画推進部長**

これについては、方向性が出てそのあと具体的な話になるときに検討していくのかなと思うので、引き続き研究というか、次の段階の時に議論をいただきたいと思う。

## **オ 埋蔵文化財調査**

### **○教育長**

P20. 資料の通り、鳥取市役所跡地は赤枠で囲ってあるところ。そして鳥取市役所と印字してある緑枠のクランク状になったところに建物が建っていた。透けてピンク色になっているのが、安政4年鳥取城下町の古地図を重ね合わせたところ。ねずみ色が薬研堀で城下町の堀があったところでご覧の通り市役所の敷地を横断している。そして、「これまでの経過」に書いてあるが、平成24年度の庁舎整備計画に伴い、試掘を3ヶ所行った。それが水色で長細い長方形。そうすると、水色の上の部分が薬研堀にかかっているが、この古地図の通り薬研堀のお堀の石積みが出て、おそらくこの地図通りに市役所の敷地にお堀があり、そのお堀の周りには屋敷等があったらうと考えられる。そうすると黄色に塗られているところが、発掘調査を要すると想定しており、この辺りに何か建物をつくるということになれば、黄色の部分を発掘調査しなければならないということ。その根拠は、文化財保護法にうたってあり、埋蔵文化財包蔵地を掘削する場合は文化財調査をしなければならない。表面だけを何かする場合は発掘調査の必要はない。

### **○経営統轄監**

1点だけ伺う。もし文化財調査をする場合、期間的にはどのぐらい要するのか。

### **○教育長**

今ははっきり申し上げることはできない。普通の調査であれば半年程度で終わると思うが、重要な遺構等が出てきた場合には、その調査にかなり期間を要する可能性もある。

### **○農林水産部長**

前回の会議の時に、本庁舎を壊すのを、地上プラス地下にするということで余分に6ヶ月かかるということだったと思う。これに埋文調査が絡むと、6ヶ月と言われたが、かなりスケジュールが変わってくる。それに関して何か懸案事項はあるか。

### **○企画推進部長**

試掘は更地にしてからか。あるいはこの場所は、何も建っていないところということ。やろうと思えば

やれるかも知れないということか。

#### ○教育長

図面の色のついてないところは調査する必要がないところ。建物の地下の構造物を撤去する部分の試掘は必要ない。黄色の部分は何かしよとしたときに、文化財の調査が必要ということ。簡単なものであれば半年、全面的にやろうと思えば、例えば、平成 24 年度のときに、駐車場エリアを中心として 3000 m<sup>2</sup>の発掘調査をしようと思えば 2 年程度の調査期間を要するという試算をしているようである。

#### ○農林水産部長

今後、芝生を張る程度だったら埋文の調査はいらないと思っている。建物があるところは必要ないということは理解した。撤去後に現在建物がないところに芝生ではなく何か建てるとなると、かなりスケジュールが変わってくると思うがどうか。

#### ○教育長

繰り返しになるが、今、建物が建っている跡地は、発掘調査をする必要がない。建物を撤去した後に何か建てる、それは文化財保護法には抵触しない。黄色のエリアにかかったときに発掘調査が必要ということ。

#### ○企画推進部長

私が言うのは早いのかも知れないが、何か建てるのであれば、お金の面とか時間の面から、黄色部分以外がいいということになるか。それはどの程度の規模とかは今後の話になるかも知れないが、何か建てたり、工作物を作るのであれば、黄色以外に建てるのが現実的というふうに、今、伺った。

### カ 駐車場

#### ○総務部長

P21。水色の土地は現在、鳥取市土地開発公社の所有用地。この用地の面積が 958 m<sup>2</sup>。この土地については平成 13 年に、都市計画道路事業と合わせて土地開発公社で先行取得をしていた。その後、10 年かけて本市で買い戻しをする予定を立てていたが、中国電力変電所の候補地、県立美術館の候補地となった経過があり現時点でも土地開発公社の名義のままとなっている。旧本庁舎全体は、この 958 m<sup>2</sup>を含めると約 7969 m<sup>2</sup>。ただ都市整備部長からもあったが、国道 53 号の拡幅が計画されており青いラインで示している。この部分は将来的に国道 53 号の拡幅用地として、国に渡すことになると思っている。今後この用地全体で整備をしていくということになると、この 958 m<sup>2</sup>の土地の買い戻しが必要となってくる状況である。

#### ○企画推進部長

私から 1 点。分かればこの拡幅後の敷地の面積はいくらになるか。

#### ○総務部長

それは確認していない。

#### ○都市整備部長

緑地公園にするにしても将来的な計画にするにしても、駐車場はある程度整備が必要と思う。現状、中心市街地に時間貸し駐車場がどれくらいあるか説明する。この図は、今年 3 月発行のまちなかマップを転記したもの。P と青い四角で書いてある中に数字が振ってあるものが時間貸し駐車場。若干、今現在と違って廃止された駐車場もあるが、このエリア全体で駐車場の規模の大小合わせて 1800 台程度の台数はある。旧本庁舎跡地付近の駐車場は若干少ないが、袋川以南に車を止められても 100 円バスを使ったり、アーケードもあるので、商店街を歩いて行ってもらえる距離に駐車場はあると考えている。

#### ○企画推進部長

駐車場については周辺の方からも確保して欲しいという意見が、今までの跡地の検討の中でも出てきている。完全になくすということは、おそらく無理だとは思いますが、規模感であるとか、あるいはどれくらいの大さきさのものが必要かとか意見があればお願いしたい。

#### ○下水道部長

駐車場だが、市民会館利用のためにもある程度の台数は必要だと思うし、災害時に、駐車場等、ある程度底が固いところがある方が便利がいいという感想を持っている。

#### ○都市整備部長

駐車場の要望は、アンケートを取っても多い。これは、無料の駐車場がないという意見だと、担当者としては思っている。このエリアに駐車場は1800台ぐらいある。土日でもどの駐車場を見てもそんないっぱいということはない。ある一定程度、前の砂利駐車場ぐらいで市民会館の容量が足りるのかわからないが、ある程度、近隣の駐車場を使いながらやっていけていたと思っているところ。

#### ○企画推進部長

商店街のすぐ近くということで、商店街の方の意見もあると思うが経済観光部長いかがか。

#### ○経済観光部長

特に商店街の関係で、どれぐらいの必要性があるかは掴んでいない。鳥取の人は、あまり歩くことをしたくない、無料で止められる駐車場があることを望む傾向が強いので、どうしてもそういう意見は出る。バランス問題で、この敷地の用途、市民会館の利用、周辺の状況を含めて、バランスをどう考えていくのかだと思ふ。マックスで見れば、しゃんしゃん祭りにしても大きなイベントがとりぎん文化会館であったとしても、県庁から市役所から無料で停めるところを求めることがいろんなイベントのときにあった。それに答えるのは当然無理なわけだが、かと言って、ないと使えないという声にもなると思いますので難しいところかなと思ふ。

#### ○企画推進部長

市民会館の話が出ているので企画推進部からも話をさせてもらいたいと思う。市民会館の利用のマックスの収容ということは、当然、不可能。可能であれば、今の砂利の駐車場ぐらいはあればありがたいと思う。ただ、何台あってどうこうということはないので、そこは周辺の駐車場を有効活用していただく方向になるのかなと思ふ。それからもう1点、市民会館に関しては、駐車場ということもあるが、イベント時の搬入経路の確保が必要。市民会館までの直線の道路がないと大型トラックが入って来れないということがある。現在でも大きなトラックについては国道からバックで入ってきている。仮に、この直線の道路がなくなって、例えば、今、砂利の駐車場の左側に道路があるが、こちらから入って右に曲がることは、今の道路の幅ではできない。そういった点もゆくゆくは検討しておかないといけないということがある。

#### ○経営統轄監

土地利用の関係で教えていただきたい。ここに書いてある通り国道53号線の拡幅計画がある。国の予算の関係があるかも知れないが、大体いつごろを予定されているのか、わかれば教えていただきたい。もし整備するにしてもこの部分は暫定的な整備ということで、日赤のセットバックと同じような感じと思っている。整備する場合の考え方というか、概念があれば教えていただければと思う。

#### ○都市整備部長

拡幅計画について、国に確認したが、今、具体的な計画はないということ。日赤のところは、暫定的に日赤が整備されている。あそこは国が整備したものではない。その続きとなるので、同じような整備をした方がいいと考えている。

### キ 防災設備について

#### ○危機管理部長

公園における防災設備のイメージを皆さんにお伝えしたいと思う。

P23. これは国土交通省のホームページから引用した防災公園のイメージとして示されているものなので、後程ご覧いただければと思う。

P24. こちらについては大規模災害時の停電時の設備として紹介するもの。非常用公園灯については、棒鼻公園にもすでに配備されている。

P25. これも大規模災害時の断水の場合の対応のイメージ。応急給水栓、これは久松公園に配備されているものの写真を真ん中に大きく示した。応急給水栓がどういったものかというのは左端。なお、前回の会議でも紹介したように旧本庁舎跡地には耐震管路がすでに整備され、応急給水栓も敷設されている。

P26. これはトイレの関係。右の写真二つは、棒鼻公園に設備されているマンホールトイレ、そして、この新本庁舎の駐車場に設備されているマンホールトイレの写真。左の図は常設型防災トイレのイメージ。

P27. これは棒鼻公園に設備されている防災パーゴラ、かまどベンチ。いずれも災害時にはこうした防災設

備として機能するように配備されているもの。

P28。ヘリコプターの臨時離着陸場としての要件を示した。航空法第81条の2による、飛行場外離着陸場に指定をすることによって、災害時のヘリコプターの臨時離着陸場としての機能を果たすことが、容易になるというもの。下の方にマル三つで示している、鳥取西高等学校(グラウンド)、千代川市民スポーツ広場(古市)、千代水野球場No.1(北)は、指定をして鳥取市地域防災計画にも位置付けている。

P29。防災情報伝達や防災教育などに使用できるデジタルサイネージ、これはすでに駅南に配備されているもの。あとは浸水深表示盤、備蓄倉庫等の表示を備えることによって市民の皆さんに防災機能をお知らせすることができると考えている。

P30。棒鼻公園に配備されている防災設備の紹介。

P31。国土交通省が示している防災公園の計画設計管理運営ガイドライン。旧本庁舎跡地を防災公園として整備する際には、この国土交通省のガイドラインを参照していくことが望ましいと考えている。

#### ○企画推進部長

防災設備、防災機能を必ず設けるという提言になっているので、こういったイメージでということでお示しをいただいた。私から質問であるが、防災ヘリは、航空法に基づく着陸許可基準を満たす場所だと選定できるということが、P28一番下に書いてあるが、ここは今、それを満たしているのか。

#### ○危機管理部長

この航空法81条の2に定める、いわゆる飛行場外離着陸場としての指定について、具体的に指定できるのかどうなのかということについては、所管する航空局等の判断も必要であるし、現実的に、鳥取県の場合には消防防災ヘリを運用するセンターがあるが、いわゆるヘリの侵入角度だとか、それに遮へいする障害物だとか、そういったものを具体的に、検討する必要があると伺っている。これは、今後そういった点をもう少し現実的に研究をしてみて、指定の要件を満たせば、できる限りこの飛行場外離着陸場の指定をするのが望ましいのではないかと考えている。

#### ○企画推進部長

すぐ隣は病院なので、着陸できれば災害時にはかなり有効かなと思うが、逆に高い建物があるので、あるいは民家もあつたりするので、どうなのかなと思っている。またこれは方向性が出た後の検討になると思うが、検討を進めていきたいと思う。イメージとしては棒鼻公園のようなイメージということかなというふうに思った。そういったイメージを持っていただければいいのではないかと思った。

#### ○人権政策局長

次回、今回出た意見がまとまっていくと思う。最初からきちんと決められているのではなく、この話し合いの中で将来を見据えて、形も変わる部分も踏まえながら検討していけたらと思う。

#### ○税務・債権管理局長

かつて、この辺の下水道工事をする際に、ヒ素の含有量が高くて、土砂の処分費がすごく高かったことを覚えている。この整備にあたっては、ヒ素の含有量、その時の下水道工事の状況を教えていただけるとありがたい。

#### ○企画推進部長

その点については次回、調べてみたいと思う。鳥取は結構自然由来のヒ素が土中にはあるということ。次回、調べさせていただきたいと思う。本日は皆さんからそれぞれの資料についての意見をいただいた。また論点を絞らしてもらい、次回会議を設定させていただきたいと思う。

### まとめ

#### ○副市長

お疲れ様でした。こういう議論を重ねる中で問題点を洗い出したり、全体のイメージを共有していくということが必要だと思った。専門家委員会から緑地公園ということで、人が集まって楽しんでということが大命題としてあると思う。中心市街地の活性化という観点からでも、土日だけでなく平日でも人が、若い方からお年寄りまでが、楽しんで憩いの場所になるようなということが大命題だと思ったので、そういう観点を忘れないようにして、議論を重ねていただければと思う。また、駐車場については、防災も考えてい

くと最低限の車両が入ってくることも想定するという事で最低限のスペースは必要かなと思うが、都市整備部長が言われたように、何とか人に歩いてもらって、訪れてもらうということを考えていかないといけない。経済観光部長も言われたが、無料のところと近いところという発想を市民の方にも変えてもらうような形で、もともと、千人の市民会館のキャパに対して、100台200台、停まったところでどうしようもないということもある。専門家委員会の中でもそんな大きな駐車場の議論はあまりなかったと思うので、駐車場ありきということだけでなく、駐車場は障がいのある方が車で来ざるを得ないような、そういった方が、近場において、公園でくつろいでもらうというような最低限の、それから防災の車両が入ってくるような最低限のスペースということが一番、形的にはいいのかなというふうに思った。また宿題も出たので、ちょっとずつ絞り込んでいって、みんなの考え方が共通になるようにということで、もう少し議論を重ねていけたらなと思った。ありがとうございます。

#### **○市長**

ありがとうございます。前回に続き、非常に限られた時間で効率的に論点とポイントを絞ってまとめていただいたように思っている。現計画と法令等に照らし合わせて、しっかり議論を進めていくということであるが、もう一つ、今は中心市街地活性化基本計画の第三期であるが、次の第四期を進めていくということになると、将来の方向を見据えてというような論点も少し出てくるのかなと思っている。特に、この中心市街地活性化基本計画の対象エリアの中の一つの大きなポイントになってくると思うので、そういった視点もあわせ持って議論を進めていく必要があろうかなというふうに感じているところである。また、専門家委員会の提言についても、現在のオープンスペースを基本とした活用策ということもあるが、将来、また次の活用策等を議論する場合に、少し自由度を残しておいた方がいいのではないかなというふうに思うので、そういったことも併せて、あくまで専門家委員会の提言に沿った、検討を進めていきたいとこのように思ったところである。ありがとうございます。

#### **○企画推進部長**

それでは、次回日程はまだ決めていない。本日の状況をまとめさせてもらって、また日程の報告をさせてもらいたいと思う。以上で跡地活用検討会議を終了とする。ありがとうございます。